

06

CHAPTER

第6章

墨田区児童館の運営・整備方針

墨田区における児童館の現状を把握し、その課題解決を図り、また、区民ニーズに対応していく必要があることから、外部委員（学識経験者含）と区内関係者による「墨田区児童館のあり方検討委員会」を開催し、社会状況の変化や国の動向、区民ニーズ等から墨田区児童館の運営・整備方針について以下のとおり整理、確認しました。

1 主な関連法令・計画

（１）墨田区こども条例

こどもの大切な権利を守っていくために、その基本となる考え方を区全体で共有し、こどもとこどもに関わる全ての人が、こどもにとって最も良いことは何かを考え、行動することで、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」を実現することを目的としています。

（２）墨田区こども計画

令和7年3月「墨田区こども計画」を策定しました。この計画は子ども・子育て支援法等に基づく「墨田区子ども・子育て支援総合計画」と、子ども・若者育成支援推進法に基づく「墨田区子ども・若者計画」を一体化した計画です。墨田区子ども・子育て支援総合計画では、そのめざす将来像として「全てのこどもが希望にあふれ健やかに育っている」を掲げています。児童館事業は、このめざす将来像を実現するための基本方針のひとつである「こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります」に位置付け、こどもが安心して過ごせる居場所づくりを推進していくこととしています。



2 墨田区児童館運営の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

地域に根ざし、地域に開かれた、 切れ目のないこども・子育て支援の拠点

(2) 基本方針

児童福祉法、こども基本法及び墨田区こども条例を踏まえ、こどもの権利を保障し、上記、基本理念を実現するため、次の5点を墨田区児童館運営の基本方針とします。

- 墨田区に住むすべてのこどもが来たいと思える施設
- こどもが自分の過ごし方を見つけることができ、やりたい遊びや活動、様々な体験ができる施設
- こどもの意見を尊重し、児童館運営や活動に反映できる施設
- こどもや子育て家庭が困ったときに頼ることができる施設
- 地域全体でこどもの育ちを継続的・包括的に見守り、支え、つなげる施設



3 基本理念・基本方針の変更点

改定前の基本理念は、児童館ガイドラインを引用していましたが、改定後は、「こどもまんなかすみだ」の実現を目指すため、墨田区の実情に即した「すみだ」らしい基本理念としました。

また、基本方針に関しては、墨田区児童館運営の基本方針と施設整備方針に整理し、位置付けを明確にしました。

改定前	改定後
<p>【基本理念】</p> <p>児童館ガイドラインの理念を引用</p>	<p>【基本理念】</p> <p>地域に根ざし、地域に開かれた、切れ目のないこども・子育て支援の拠点</p>
<p>【施設整備の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none">• 墨田区に住むすべての子どもに切れ目なく支援していきます• 地域子育て支援拠点機能を強化します• 施設需要を踏まえた改修への対応と効率的運営を行います• 近隣・類似施設との役割分担による子どもの育ちを支えます• 配慮や支援が必要な子どもの対応等きめ細やかに対応します	<p>【児童館運営の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none">• 墨田区に住むすべてのこどもが来たいと思える施設• こどもが自分の過ごし方を見つけることができ、やりたい遊びや活動、様々な体験ができる施設• こどもの意見を尊重し、児童館運営や活動に反映できる施設• こどもや子育て家庭が困ったときに頼ることができる施設• 地域全体でこどもの育ちを継続的・包括的に見守り、支え、つなげる施設
	<p>【施設整備方針】</p> <ul style="list-style-type: none">• 墨田区に住むすべてのこどもが利用しやすい施設整備を推進• 利用者層や地域特性等に合わせた児童館運営を積極的に進められる施設整備の推進• 安全安心な居場所機能を確保し、施設の老朽化に対応する施設整備を推進

4 具体的な方策

基本方針の具体的な方策として、次の活動に取り組みます。

㊦ こどもの権利や意見を尊重した活動

アンケートの実施、意見箱の設置、又はこども会議の開催や行事運営へのこどもの参加等、こどもが多様な形で意見を述べる場を提供することで、こどもの声を聴き、それらの意見を児童館運営に反映させ、一緒に児童館を作り上げるように努めます。

また、それだけでなく、日々の遊びや関わり中で、アンケートや公式の会議等では把握できないこどもの“声なき声”を拾い、やりたいことの実現や必要な支援につなげていきます。こどもの声や意見を聴くためには、日常的なこどもとの関わりや信頼関係の構築が不可欠です。児童館にはこどもとつながることができる「遊び」というツールがあります。こどもとともに遊び、遊びを通して、こどもと関わりを深めることができます。

こうしたこどもの権利を柱とした児童館運営を進めていくためにも、児童館職員だけでなく、保護者や地域住民等がこどもの権利の理解を深めるための取組が必要です。

㊦ 乳幼児を対象とした活動、子育て家庭（保護者）への支援

まずは、児童館を知らない、利用したことがない乳幼児の保護者や妊婦等に、児童館を知ってもらい、来館を働きかける取組を行っていく必要があります。例えば、公園や保育所へのアウトリーチ活動（移動児童館）等をより積極的に行うこと等が考えられます。また、共働き世帯の増加や多様な勤務形態といった、こども・子育て家庭を取り巻く環境の変化を適切に捉えた上で、こどもや保護者にとって必要な支援は何かを考え、より多くの乳幼児とその保護者が乳幼児事業に参加できるよう、実施内容や方法（曜日・時間・場所・対象者等）についても検討します。また、保護者との日々のコミュニケーションを大切にし、保護者や家庭が抱える課題に気づくとともに、相談しやすい環境づくりに努めます。支援を必要とする保護者や家庭については、適切な関係機関へつないでいけるよう、地域の関連機関や子育て関連団体等とのネットワークをより充実させていきます。

㊦ 小学生が利用し続けたいくなる事業・活動の実施

学年が上がっても、また、中学生・高校生になっても児童館を利用し続けてもらうため、職員とこどもとの日々の関わりをより一層大切にし、多様な遊びや活動を展開していきます。現在行っている文化、芸術、スポーツ活動を促す様々な事業やドッジボールクラブ、ダンスサークル等のグループ活動、児童館まつりやクリスマス会等のイベント、体験キャンプ等、組織活動の更なる充実に取り組みます。

また、児童館でやりたい遊びや活動ができるよう、様々な場面でこどもの意見を聞き、こどもの思いを行事・活動の内容や運営に反映し、こどもが来たいと思える児童館運営に取り組みます。「この職員と、又はこの子と、これをして遊びたいから児童館に行きたい」とこどもが思えるような活動や関わりを行っていきます。

⑤ 中・高校生世代が利用したくなる児童館の整備、運営

中・高校生世代の児童館への利用ニーズの高まりに応えるため、スポーツや体を動かすことができる場、ダンスや音楽活動ができる場、学習ができる場、同世代と話ができる場等、中・高校生世代の声に応じた環境を可能な範囲で整備していきます。

また、様々な場面をとらえて中・高校生世代の声や意見を聞き、それを事業や日々の運営・活動に活かし、放課後の自由な時間が少ない中でも、児童館に行きたいと思える児童館運営に取り組みます。達成感や成功体験を得られるよう自らイベントを企画し形にする機会や職員の「お手伝い」、ボランティア活動といった中・高校生世代や若者が活躍できる場の提供等も行います。

⑥ 学童クラブの運営

これまで、原則として児童館に学童クラブを設置し、それにもかかわらず待機児童が発生する地域に、学童クラブの分室を整備、定員を拡大してきました。これは、「学校生活から切り離された放課後の生活の場」「異年齢交流の場」「児童館事業への参加による多様な体験活動の場」として、児童館内の学童クラブを大切にしてきた墨田区の特徴です。引き続き、児童館では安全で安心な放課後の居場所への対応として学童クラブ事業を実施していきます。併せて、学童クラブに入室できなかった児童の居場所確保（ランドセル預かり事業）や、卒業した児童の自立支援も引き続き実施します。

また、児童館内学童クラブに在籍しているこどもは、日常的に児童館を利用した経験が、卒業後の児童館利用にもつながっています。児童館が地域の中での遊び場や居場所と認識されるよう、学童クラブ児童と一般来館児童と一緒に遊びや活動を行えるようにしたり、児童館職員が学童クラブ児童とも良好な関係を築いていきます。

⑦ 地域の中におけるセーフティネットとしての児童館

児童館は、家庭にいつらい、学校に行きづらいと感じるこどもや子育てに悩む保護者等が、安心して過ごし、困ったときに頼ることができる「居場所」であり続けます。たとえ何らかのトラブルを起こしたとしても、その背景にある課題に目を向け、その子を排除せず、寄り添い、伴走し続ける姿勢をもち、こどもの育ちを見通して根気強く、特定の職員一人に対応するのではなく、チームとして丁寧に関わっていきます。また、児童館での遊びや日々の何気ない会話の中からこどもや保護者の課題や SOS を発見し、寄り添い、必要な支援へとつなげていきます。そうすることで、児童館がこどもや子育て家庭にとって地域の中におけるセーフティネットとして機能することができます。

そのため、児童館職員は積極的に地域に出かけ、各種関係機関（子育て支援総合センター等）や近隣の学校、保育園、幼稚園、地域の子育て支援団体等との日常的な関わりを大切に、こども・子育て支援に関わる地域のネットワークの構築に努めています。ネットワークを構築することで、児童館の外で起きたことでも児童館に情報が届き、適切な支援につながる場合があります。また、児童館だけでは解決できない問題も、地域の力を活用して解決につながるケースもあります。地域全体でこどもの育ちを継続的に見守り、支えていくネットワークを構築し、それを支える拠点であることが児童館の重要な役割です。

⑤ 職員の育成

児童館の柱にあるのは「遊び」であり、職員の役割として、遊びの援助や遊びを通じた支援を行えることが重要です。そのため、各館指定管理者において、遊びのスキル（プレイワーク）、遊びや日常的な関わりを通じた支援を可能にするグループワーク、ソーシャルワーク、こどもや保護者との関係構築のスキル、リーダー（フォロワー）シップといった階層別に必要なスキル、メンタルヘルス・トレーニング、ユースワーク等の中高生や若者支援等、さまざまな力量を高めるための研修の実施や積極的な参加の促進に努めます。特に、実践的・体験的な研修が重要です。また、それだけでなく、日々のこどもや保護者との関わりについて記録し、職員間での共有や事例検討を行う等、職場全体で実践的に専門性を高める取組を行います。同時に、職場内での職員同士の関係性を構築し、職員同士で支え合い、学び合える組織づくりを行っていきます。

また、区は引き続き、担当課と区内全児童館の館長から成る館長会の実施、墨田区児童館合同研修の開催のサポートを行うとともに、外部研修への参加の支援等、研修や学習の機会の提供、受講機会の確保や促進のための取組等、各種支援を行います。

さらに、区と指定管理者は、次世代育成の観点から、中高生の職業体験や学生ボランティア、実習生の受入れ等を積極的に行っていきます。

⑥ こどもの権利擁護

こどもの人権を守るため、児童館職員が、こどもの権利について理解できるよう取り組むとともに、こどもが自身の権利が侵害された又は侵害されていると感じたときに、安心して悩みごとや困りごとを職員に相談できるよう、こどもと遊びを通して関わりを深め、こどもの気持ちや異変に気づき、寄り添った対応を行います。こども、保護者又は職員等によるいじめや虐待、それが疑われる行為、不適切なこどもへの関わりにすぐに気づき、職員間で連携して対応ができるよう、日々些細なことでもこどもに関わることについて情報共有・交換し、問題への気づきの感度や対応する力を高めていきます。また、必要に応じて、保護者や学校、他の関係機関と連携しながら対応していきます。

そして、児童館職員はもちろんのこと、アルバイト、ボランティア、保護者等も、こどもの権利について理解を深められるよう、こどもの権利や法令遵守、倫理についての研修や学習する機会を積極的に設けていきます。

また、児童館が悩みごとや困りごとの相談先のひとつであることや、具体的な相談方法を館内掲示等により利用者に周知します。

㊦ 児童館の認知度の向上

墨田区公式 SNS で児童館の様子を発信する、区ホームページに児童館の様子が分かる写真やイベント情報を集約し掲載する等、児童館の PR に努めます。

また、児童館を利用していない保護者等を対象に、児童館の施設外で展開する活動・事業を実施する等、地域に積極的に出かけていき、児童館の魅力を発信していきます。

㊧ 区・運営事業者・地域住民等との協働による運営

区は、児童館利用者と直接対話する運営事業者、利用者であり支援者でもある地域住民の声に耳を傾け、かつ区全体のバランスや社会情勢等を考慮した児童館政策を進めることで、区・運営事業者・地域住民等の官民協働での児童館運営を進めていきます。

また、近隣の町会・自治会や学校・PTA 等で構成する運営協議会を館ごとに運営していますが、より一層その内容の充実に努め、情報提供・交換を継続的に行い、関係を深める取組を行います。その際、こどもの声や意見を聴く機会を設けるため、こどもも参加できるようにする等、その方法を検討していきます。児童館事業の実施にあたっては、地域住民や近隣関連団体等の協力・理解を得ながら実施するとともに、地域住民や近隣関連団体が実施する行事等に児童館として積極的に協力し、地域と一体となった児童館運営を推進します。



5 施設整備方針

基本理念・基本方針のもと、次の3つの方針により将来を見据えた児童館の施設整備を行います。

ア 墨田区に住むすべてのこどもが利用しやすい施設整備を推進

墨田区児童館の基本理念として掲げる「地域に根ざし、地域に開かれた、切れ目のないこども・子育て支援の拠点」であるためには、こどもの生活圏（こどもが徒歩で通える範囲が好ましい）に児童館が存在することや、これまで児童館が築いてきた地域との関係性の強化・継続が大切です。また、近隣の関連施設との連携により、こどものニーズに応じていきます。

また、すべてのこどもが利用しやすい施設として運営していくためには、施設自体もそれに必要な機能を備えている必要があります。今後新しく整備する児童館は、こどもの声を施設整備方針に反映することでニーズに沿った施設として整備することやバリアフリー化といった障害を持ったこどもも遊べる設備を有するインクルーシブな施設として整備することが大切です。なお、既存児童館は可能な範囲で障壁等の緩和、解消に努めます。

イ 利用者層や地域特性等に合わせた児童館運営を積極的に進められる施設整備の推進

乳幼児、小学生、中・高校生世代の利用対象者別利用率は児童館ごとに異なり、この差異は、児童館の施設・設備や事業の状況によるほか、周辺施設の状況等、地域特性の違いによるところもあります。

墨田区の児童館は、「地域に根ざし、地域に開かれた、切れ目のないこども・子育て支援の拠点」を基本理念としていきます。0～18歳までの全てのこどもとその保護者を対象とする総合的で包括的な支援を行う施設としてこれからも展開していきます。また、利用者層や地域特性に合わせた児童館運営をより積極的に進め、より多くのこどもが利用でき、居場所の選択肢を増やすことができますようにします¹³。

また、新しく整備する児童館については、今後60年程度使用していくことを想定し、利用者層や地域特性に加え、将来のこども人口の推移を見据えた施設整備が必要です。具体的な整備内容を検討する際には、様々な利用方法を想定し、将来の可変性も検討します。

¹³ 館別の運営及び活用上の方向性については、第7章「児童館別の施設整備の方向性」を参照

㊦ 安全安心な居場所機能を確保し、施設の老朽化に対応する施設整備を推進

墨田区公共施設等総合管理計画では、公共施設（建物）の目標使用年数は 60 年と設定されていますが、区内 11 児童館のうち 8 館※が、今後 20 年以内に目標使用年数に到達します（令和 6 年基準）。このことから、公共施設等総合管理計画、公共施設マネジメント実行計画等の関連計画との整合を図りつつ、計画的な更新（建替え）について検討を進める必要があります。特に、築 50 年を超える墨田児童会館、江東橋児童館については、早急に対応について検討していく必要があります。

また、更新（建替え）までの間も公共施設（建物）長期修繕計画に基づく修繕工事や、第二次すみだ環境の共創プラン（中間改定）に準じた整備、こどもが安全・安心・快適に児童館を利用できるよう、順次、児童館リニューアル工事を実施します。なお、児童館リニューアル工事は、工事に伴う施設閉鎖期間を短くするため、可能な限り長期修繕工事に合わせて実施します。

